

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(2) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

〈該当するとされた例〉

- 貸金業者に対する任意の文書報告、資料提出等による事実確認及び報告聴取(存否応答拒否)
 - ・ 本人が関東財務局東京財務事務所に送付した貸金業者に係る苦情処理記録書類の一部開示決定に関する件(20-139)
 - ・ ・ ・ ・ 貸金業者に対する任意の文書報告、資料提出等による事実確認及び報告聴取命令については、苦情申出人に当該情報を還元することを目的とするものではなく、貸金業者の法令等遵守を確保するという監督上の観点で行うものであるため、事実確認及び報告聴取命令の実施の有無及びその内容について、財務局から苦情申出人に伝えることはない。
 - また、上記のとおり、貸金業者に対する任意の文書報告、資料提出等による事実確認及び報告聴取命令は、貸金業者に対する苦情のうち、違法又は不適切な行為に関するものと認められた場合に行われているものであり、すべての苦情に対して行われてはいるわけではない。
 - 諧問庁の上記説明を踏まえれば、本件存否情報は、これが明らかにされれば、財務局が特定貸金業者に対する任意の文書報告、資料提出等による事実確認及び報告聴取命令を行ったという事実の有無も明らかとなり、特定貸金業者には業務運営上の何らかの問題があるのではないかとの憶測を呼び、その社会的信用の低下を招くおそれを否定できないことから、特定貸金業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
 - よって、本件存否情報は、法14条3号イの不開示情報に該当するため、法17条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。
 - 本人が承知しているもの
 - ・ 本人に係るあっせん処理票、添付回答書等の一部開示決定に関する件(20-136)
 - ・ ・ ・ ・ 当該部分には、あっせんの被申請人である特定学校法人があっせんに参加しないとの意思表示を文書で行った旨が記載されているのみである。被申請人がこのような意思表示をした事実については、既に原処分で開示された文書9において、紛争調整委員会から審査請求人あて通知されており、審査請求人は既に承知しているものと認められる。このため、当該部分を開示しても、特定学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、←ここまで下線ひく。これを開示しないという条件を付することが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。また、同様の理由により、当該部分を開示しても、個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認めら

れない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである

○ 専門的な事件を担当する弁護士の報酬額

- ・ 本人との話し合い及び民事調停に関して作成又は取得した文書の一部開示決定に関する件(20-独14)

・・・・確かに、弁護士法の改正により、平成16年4月1日から、弁護士会の会則事項から弁護士の報酬に関する規定が削除され、弁護士の報酬額は、紛争の実態、複雑性、解決の難易、解決に当たっての弁護士の貢献度、これらに対する依頼者の評価、依頼者の資力等諸々の事情を勘案して決せられるものとなり、個々の弁護士の当該事件及び依頼者に対する見方、評価、活動方針等のほかに弁護士事務運営上の経営方針が反映されることとなったこと、本件の弁護士は、個別事件の処理のために委任されたものであることを踏まえれば、弁護士費用の見積額及び請求額は、当該弁護士にとってその経営方針等を反映した機微な情報であると言うことができ、これを開示した場合、当該弁護士が今後の弁護士業務の委任を受ける際の契約に影響を及ぼす可能性があり、当該弁護士の営業活動上、不利益を与えるおそれがあることは否定できない。

したがって、不開示とされた見積額及び請求額は、これを開示した場合、弁護士業務の経営方針等機微な情報を明らかにし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当すると認められ、これを不開示としたことは妥当である。・・・・

<該当しないとされた例>

① 法人の印影

- ・ 特定日に半田労働基準監督署長が行った本人に係る労災保険給付の不支給決定に係る事業場提出資料等の一部開示決定に関する件(20-51)

・・・・文書7は、特定法人から審査請求人に交付された採用辞令であり、文書9は、特定法人と審査請求人との間の労働契約書である。諮問庁は、これらの文書のうち、特定法人の理事長の印影は、法14条3号イに該当するとして不開示とすべきとしている。

文書7及び文書9については、当該文書の内容にかんがみると、審査請求人はこれらと同一の文書を保有しているものと認められ、これらの文書に押印された印影も、審査請求人には当然に明らかにされているものと認められる。

したがって、当該印影は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

② 本人の労災不支給決定に係る給付調査復命書の一部開示決定に関する件

(20-144)

審査請求人の傷病に関する診断書であり、諮問庁はそのうち、医療機関の印影を不開示とすべきとしている。

しかしながら、診断書に押印された印影は、医療機関において患者から診断書の作成を求められた場合には、通常誰にでも開示されるものと考えられる。また、文書7は、審査請求人本人の傷病に係る診断書であり、当該診断書を作成した医療機関において、審査請求人に開示されることを承知の上で押印したものと認められることから、これを開示しても、医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該印影は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

4 任意に提供された情報（ロ）

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、行政機関の情報収集能力の保護は、別途、第7号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

(1) 「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」

行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があつた情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関が合理的な理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんあるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関の側から開示しないとの条件で情報を探して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があつたので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(2) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号には当たらない。

〈該当しないとされた例〉

① 本人に係るあっせん概要記録票等の一部開示決定に関する件(20-18)

……あっせん開始に至る事実経過として、①労働局の担当職員が被申請人にあっせんの参加勧奨等を行ったこと、②被申請人からあっせん参加の意思表示があつたこと及び③労働局の担当職員があっせん委員にあっせん事案の事前説明を行った旨がごく簡潔に記載されていることが認められる。しかしながら、当審査会において事務局職員を通じ諮詢窓口に確認したところ、個別労働関係紛争のあっせんは、被申請人の参加の同意を得て行うことを原則としているとのことであるから、既にあっせんが実施された本件において、これらの事実を開示しても、あっせんの被申請人である事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、上記②の情報は、事業場から任意に提供された情報であるが、開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当

時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

第6 第14条第4号（国の安全等に関する情報）

開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益は、国民全体の基本的な利益であり、そのような国の安全等が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としたものである。この場合の考え方は、次のとおりである。

1 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

2 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（他国等）には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各國の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

3 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

4 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

(1) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」がある

か) 否かを審理・判断することが適當と考えられることから、このような規定としたところである。

- (2) 本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断することになる。

〈該当するとされた例〉

- ・ 陸上自衛隊情報保全隊がその所掌事務を遂行する上で収集した本人に係る「個人に関する情報」に該当するものの不開示決定（存否応答拒否）に関する件(20-50)

・・・・本件対象保有個人情報は、陸上自衛隊情報保全隊がその任務を遂行する上で、特定の個人に関して収集した結果又は内容に係る情報であり、当該情報を実際に収集し、保有しているか否かの事実については、これを明らかにすることで、陸上自衛隊情報保全隊による情報保全業務の対象、傾向及び情報関心そのものを開示することと同様の効果を生じさせることとなり、それにより、陸上自衛隊情報保全隊の情報保全業務における情報収集等の活動の方針や当該任務の実態が明らかとなつて、自衛隊に対する不当な働き掛けを企図する者をして、各種工作活動を潜在化、巧妙化させたり、虚偽情報を流布するなどの対抗措置や欺まん行為を講じられるなど、防衛省・自衛隊の情報保全業務に係る任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法14条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、本件対象保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、法14条4号の不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求は、法17条の規定により、その存否を明らかにせず拒否すべきものと認められる。

第7 第14条第5号（公共の安全等に関する情報）

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報について不開示情報とすることとしたものである。この場合の考え方は、次のとおりである。

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

厚生労働省における司法警察職員（司法警察員（官））には、次のものがある。

(1) 麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第5項の規定に基づき、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う場合

(2) 労働基準監督官が、次の各法律の規定に基づき、刑事訴訟法の規定による司法警察員（官）の職務を行う場合

① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第102条

② 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第39条

③ じん肺法（昭和35年法律第30号）第43条

④ 炭坑災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）第14条

⑤ 家内労働法（昭和45年法律第60号）第31条

⑥ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第92条

⑦ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第40条

⑧ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第11条

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判庭における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

2 「公共の安全と秩序の維持」

(1) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の

執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

- (2) 一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

3 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

- (1) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このため、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当であるため、このような規定振りとしているものである。
- (2) 本号の該当性の判断においては、第4号と同様に判断されることとなる。（第3の4の（2）参照）。

〈該当するとされた例〉

- ① 警察の原告に対する情報収集活動に関する情報（東京地裁H19.8.29 判決（行ウ）第327号）※高裁判決（H19.12.26 判決（行コ）第296号）も同主旨。（存否応答拒否）

・・・・本件において原告が開示を求める本件情報は、警察の原告に対する情報収集活動に関する情報であるところ、証拠（甲3の2、甲3の3、乙1）及び弁論の全趣旨によれば、警察が特定の個人に対して行う情報収集活動に関する情報には、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かに関する情報のほか、警察が当該個人のいかなる点に着眼して情報収集活動を行っているかに関する情報や、当該情報収集活動の手法に関する情報等が含まれていると認められる。

そうすると、本件情報が公にされれば、警察の情報収集活動の実態が明らかにされることとなり、その結果、特定の個人はもとより、その他広く犯罪行為を企てている者において、その活動を潜在化、巧妙化する等の防衛措置が講じられたり、証拠の隠滅が図られ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるというべきであるから、本件情報は、法14条5号所定の公共の安全等に関する不開示情報に該当するというべきである。そして、このような本件情報の内容、性質に照らせば、本件情報の存否を答えること自体によって、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かが明らかとならざるを得ず、その結果、上記の防衛措置等が図られるおそれは否定できないから、本件情報の存否を答えることだけで、法14条5号所定の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというべきである。

したがって、本件において、警察庁長官が、本件情報の存否を明らかにするだけで法 14 条 5 号の不開示情報を開示することとなるとして、法 17 条に基づき、本件情報の存否自体を回答せずにした本件不開示処分に誤りはなく、本件不開示処分は適法・・・・

② 公安調査庁が保有する本人の履歴に関する個人情報のすべて（存否応答拒否）

- ・ 本人の履歴に関する個人情報の不開示決定（存否応答拒否）に関する件(18-39)
・・・・・公安調査庁は、公共の安全の確保を図るため、様々な調査活動を行っているものと認められるところ、その活動の内容、性質等にかんがみると、特定の個人が公安調査庁の調査活動の対象とされているか否かを開示した場合、公安調査庁の情報収集活動の方針、対象、関心事項等公安調査庁の情報収集活動の実態が明らかとなり、破壊的活動等を企図している者又はその関係者において、各種活動を潜在化・巧妙化させるなどの防衛措置を講じられるおそれがあるものと認められる。

このように、本件存否情報を開示した場合、公安調査庁の行う調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、その結果、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、本件存否情報は、法 14 条 5 号及び 7 号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

③ 組織的犯罪処罰法 54 条 1 項の取引の届出をした金融機関（存否応答拒否）

- ・ 本人の定額貯金の解約につき、組織的犯罪処罰法 54 条 1 項の疑わしい取引の届出をした郵便局名等が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件(19-独 51)
・・・・・組織的犯罪処罰法 54 条 2 項の趣旨は、当該届出に係る相手方等が当該情報の存在を知り得た場合に、当該相手方等において、犯罪収益等の財産を処分することなどにより、犯罪捜査に支障が生ずることを防ぐためのものであることは明らかである。

したがって、金融機関等が組織的犯罪処罰法 54 条 1 項に基づき疑わしい取引の届出を行ったか否かという情報は、開示することにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると言うべきであり、このことは本件においても同様である。

よって、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法 14 条 5 号ロの不開示情報を開示することとなるため、法 17 条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

第8 第14条第6号

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。そこで、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしたものである。この場合の考え方は、次のとおりである。

1 対象となる情報の範囲

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。

3 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、3と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

5 「不当に」

2から4までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した

上で判断される。

6 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。